

国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(設置) 第1条 国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程第8条第5項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学における研究倫理等について、全学的立場から審議するため、国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会研究部会の下部委員会として国立大学法人東京農工大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 研究倫理指針等に関すること。 (2) ヒトを対象とする医学的・工学的・農学的・生物学的・行動科学的研究等に関すること。 (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究の倫理に関すること。 (4) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。 2 前項第二号及び第三号の審議事項の取扱い等については別に定める。</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(学術・研究担当)</p> <p>(新設) (2) 農学研究院副院長又は農学府副府長 及び 工学研究院副院長又は工学府副府長 (3) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人 (4) 国立大学法人東京農工大学特定生物安全管理小委員会要項第3</p>	<p>(設置) 第1条 (略)</p> <p>(審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 研究倫理指針に関すること。 (2) 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関すること。</p> <p>(削る) (3) その他委員会が、必要と認める事項に関すること。 (削る)</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(学術・研究担当) (2) 理事(総務・財務担当) (3) 農学研究院副院長又は農学府副府長、工学研究院副院長又は工学府副府長 及び 生物システム応用科学府副府長 (4) 農学研究院及び工学研究院の教員 各1人 (削る)</p>	

<p>条に規定する安全主任者 4人</p> <p>(5) <u>保健管理センターの医師 1人</u></p> <p>(6) <u>研究推進部研究支援課長</u></p> <p>(7) <u>その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の理事をもって充て、副委員長は、<u>委員の互選により選出する。</u></p> <p>2 委員長は、委員会を主宰し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>(担当委員)</p> <p>第9条 委員長は、特に必要と認める事項があるときは、<u>委員会委員のうちから担当委員を指名し、当該事項について協議の上決定することができる。この場合、委員長は、決定事項について、速やかに委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(5) <u>研究推進部長</u></p> <p>(6) <u>その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、前条第1項第1号の理事をもって充て、副委員長は、<u>前条第1項第2号の理事をもって充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(担当委員)</p> <p>第9条 <u>(削除)</u></p>	
--	---	--

附 則(平成30年6月1日細則第20号)  
この細則は、平成30年6月1日から施行する。